

平成23年1月10日

SL主催者通達 No. 0162

SLカートミーティング主催者各位

一般社団法人SLカートスポーツ機構

代表理事 小島 義則

SLカートクラブ

代表 新徳 公卓

## 《 旧型ピストン使用期限の変更について 》

お世話になります。日頃よりSLカート普及活動に尽力を賜りありがとうございます。

2010年6月にご案内させて頂きましたSL通達No.0155で旧型ピストン使用期限を2010年12月までにご案内させて頂きましたが、ユーザーへの周知徹底が不十分である状況と、昨今の経済状況によるユーザー負担を鑑みて、猶予期間を設けることにしました。

猶予期間ならびに施行日に関しましては各地区での判断となります。各地区の状況を下記表にまとめましたので、ご確認をお願いします。

| 地 区   | 猶予期間        | 施行日       |
|-------|-------------|-----------|
| 北海道地区 | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 東北地区  | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 関東地区  | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 中部地区  | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 近畿地区  | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 中四国地区 | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |
| 九州地区  | 2011年1月～6月末 | 2011年7月1日 |

以上、

以下余白。